

令和3年4月23日

各事業所認定調査ご担当者様

姫路市介護保険課

「姫路市認定調査の手引き」の改訂について（お知らせ）

日頃から本市の介護保険事業の推進にご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

この度、よりテキストに準拠した基準での評価を行うため、「姫路市認定調査の手引き」を改訂しました。一部項目において評価基準や考え方等の変更がございますので、必ずご確認ください。特に注意が必要な内容・項目は以下の通りです。なお、改訂後の「姫路市認定調査の手引き」は、姫路市ホームページよりダウンロード可能となっております（<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000002541.html>）。

①訪問調査実施のタイミングについて【手引き 1 頁】

訪問調査を実施すべきではないタイミングの注意点について、記載内容を追加していません。

訪問調査は、調査対象者の状況が一時的に変化している場合等で、適切な認定調査が行えないと判断した時には、状況が安定した後に再度調査日を設定し認定調査を行うことになっていきます（認定調査員テキスト 6 頁）。調査当日は、調査を行ってもよい状態かどうか、必ず最初に確認するようにしてください。

②現状の介助方法が不適切と判断した場合等について【手引き 7 頁】

特記事項記入の際の注意点について、記載内容を追加しています。

現状の介助の方法が不適切と判断し、適切な介助の方法を選択した場合や、項目選択の判断に迷った場合は、特記事項の項目番号に○印をつけてください。介護認定審査会で、項目選択（一次判定）が変わる可能性が比較的高い項目であることが審査会委員に伝わりやすいようにするためです。

③麻痺・拘縮の考え方について【手引き 15 頁】

麻痺・拘縮の確認動作における「水平」の判断基準について、注意書きを追加しています。

両上下肢ともに、麻痺や拘縮は分数や角度で表記するよう表記基準を統一させていたはありますが、拘縮については、角度や分数での表現が難しいようなわずかな制限のみである場合（水平までわずかに足りない場合）は、「ない」と評価することとします。

主な変更点は以上となります。なお、この他にも適宜改訂を行っている箇所がありますので、改訂後の「姫路市認定調査の手引き」をご確認ください。内容について疑問・質問等ございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

〈連絡先〉

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
姫路市役所 介護保険課 認定担当
電話：079-221-2447 FAX：079-221-2925